

カナダにみる離婚扶養料決定の要因

——コモン・ロー諸州について——

村 井 衡 平

目 次

- 一 問題の提起
- 二 離婚扶養料を決定する要因
 - 1 法律の規定
 - 2 断絶の原則
- 三 判例にみる諸要因
 - 1 同居の期間
 - 2 別居の合意
 - 3 ニーズ
 - 4 自給自足
 - 5 仕事の中断・停止
 - 6 合理的な生活水準

7 病氣

四 将来への展望

一 問題の提起

離婚後に夫婦の一方から他方に支払われる扶養料の本質をどのように考えるか。当初、カナダにみられた伝統的な考え方によれば、離婚をめぐる有責主義のもとで、なんらかの非行のあった夫の側から無責の妻に支払われるものとされていた。もともと、夫婦の一方が他方に対し、離婚・裁判上の別居・配偶者権回復などいわゆる婚姻上の救済を求めるためには、有責主義のもとで他方になんらかの非行のあった事実を立証しなければならぬ。当面の扶養料についてみると、妻は自分が婚姻上の非行について無責であり、かえって夫の側になんらかの非行があった事実を立証する責任を負わされる。完全に立証できれば、所期の目的を達成して扶養料の支払をうけることができるが、不完全であれば、扶養料の額が減額されたり、ときには全く支払いをうけられない事態も生じよう。つまり、夫の非行を立証できた妻は、離婚後も夫によって扶養される権利⁽¹⁾、扶養料請求権を取得することになった。これをさらに詳しくみると、配偶者に対する扶養料は、無責の妻に対し、非行にあった夫の側から、婚姻中に習慣としてきた生活水準を離婚後も彼女に維持させるために支払われる年金 (pension) として位置づけ、ひとたび妻が夫の非行および彼女自身の無責を立証すれば、彼女は生涯年金をうける権利と認められていた。⁽²⁾

本稿において、カナダにみる離婚扶養料決定の要因を考察しようとするに当り、まずカナダ諸州がそれぞれ独自の離婚法を有していた時期に離婚扶養料の本質がどのようなものとして認められていたかを概観してみた。こ

これはあたかも一九六八年にカナダ全土に統一の効力をもつ「離婚に関する法律」(An Act respecting divorce: Loi concernant le divorce)が制定されるよりも以前のことと属している。

(1) C. Davies, Principles involved in the awarding of spousal support. R. F. L. 2d. vol. 46. p. 210.

(2) C. Davies, Judicial interpretation of the support provisions of the Divorce Act. 1985. C. F. L. Q. 1990. vol. II. p. 265; C. Rogerson, Judicial interpretation of the spousal and child support provisions of the Divorce Act, 1985. C. F. L. Q. 1990. vol. 7. p. 160.

(3) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九卷二号一七七頁以降参照。

二 離婚扶養料を決定する諸要因

1 法律の規定

離婚後も夫が妻に対して扶養料を支払う理論的な基礎をなしていた有責主義的な考え方は、無責離婚(No-fault divorce)がこれにとって代わり、女性の社会的地位・役割が上昇し、重要な変化を示すに伴い、その妥当性が次第に失われることになる。扶養料をめぐる伝統的な考え方を変化させようとする強い風が吹き始めたわけである。一九六八年の離婚法第三条および四条によれば、姦通・虐待といった有責的な離婚原因と並べて、破綻主義による付加的原因も認められた。婚姻が永久に破綻した(permanent Breakdown)ことを理由とするものであり、これによれば、他方に非行があることは一方が離婚判決を得るための要件ではないし、一方が他方に対する扶養料の支払いを阻止する理由にもならない。⁽¹⁾つまり、破綻主義による新しい離婚法のもとでは、夫にも扶養料を受ける資格・権利が認められ、従来のように妻がこれを独占する状態は、少くとも理論上は消滅してしまっ⁽²⁾た。

このような事情のもとで、離婚法第十一条において、離婚仮判決を与える場合に、裁判所は、当事者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮し、それが適當かつ公正と考えるとき、一時金または定期金としての扶養料の支払いを命じることができるとし、夫婦それぞれを対等の立場におき、それぞれについて同じ内容の規定を設けた。⁽³⁾

さらに、一九八六年六月一日より施行された新しい離婚法の第八条は、「婚姻の破綻 (Breakdown of Marriage)」を唯一の離婚原因と定めた。⁽⁴⁾ また付随的救済に関する第十五条には、「扶養命令」(support order)として、正当な管轄権をもつ裁判所は、夫婦の一方または双方の申請により、夫婦の一方に、他方配偶者のために扶養料を支払うよう要求する命令をなすことができるものとした。⁽⁵⁾ カナダ司法省より公表された情報資料(Information papers)によれば、扶養命令を次のように説明している。すなわち、姦通または虐待によって立証される婚姻破綻を理由に離婚を得ることはいぜんとして可能であるけれども、新しい法律によれば、扶養料に関する命令をなすに当り、裁判所は、離婚に関する配偶者のどのような非行も考慮に入れないものとする旨を明記している。この規定は夫婦間の扶養を一般的に定める州の立法と調和しているし、また扶養は需要を満たすものであって、行為の善悪に応じて刑罰を科したり、報酬を与えるものではないという広くうけ入れられた原理と一致しているとする。⁽⁶⁾

では、新しい離婚法のもとで、夫婦の一方が他方に対して離婚後の扶養料を請求するとき、裁判所は何を基準としてこの問題を判断すればよいのであろうか。婚姻中の夫婦各自の非行が考慮外となれば、これと別個になんらかの合理的な判断基準を新らしく設けなければならない。これが本稿で検討しようとする離婚扶養料決定の要因と密接な関係をもつてくる。

離婚法第十五条は五項において「要因」(factors)として、本条のもとで命令をなすため、裁判所は

- (a) 夫婦の同居した期間
- (b) 同居中の夫婦によって遂行された機能、および
- (c) 夫婦または子の扶養についての命令・合意または取決めを含め、扶養が求められている夫婦各自および婚姻による子の条件 (condition)・資力 (means)・ニーズ (needs) および他の事情

を考慮に入れるものとする旨を定めている。一九八六年の離婚法は一九六八年のそれと同じく、右にみたくつかの要因を定めたが、これらの要因は事実上、裁判所に広範囲な裁量権を残すことになる。とくに(c)に定める要因については、少しばかり説明を加えておく必要がある。

まず、条件とは、彼等の年齢、健康、ニーズ、義務、扶養家族および当事者の生活上の地位を含んでいる⁽⁸⁾。扶養の対象となる配偶者が病気か、健康かは、とくにそれが妻である場合に、婚姻が長期間にわたるほど考慮すべき事項となる。他方が病気であることを一方が知りながら婚姻したとき、または他方の病気が一方の行為に起因するとき、このような他方配偶者には扶養請求権が認められてきたのが現実のようである⁽⁹⁾。

さらに、資産とは、ある人の金銭上の収入、元本とされる財産、雇傭による収入・報酬または可働能力、さらにそこから利得を得る他の源泉のある場合には、その人が現に所有してはいないが、かかる人にとって利用できる金銭などをすべて含んでいるとされる⁽¹⁰⁾。

ついで、その他の事情とは、すべてを目録化することは不可能であるが、裁判官の心がそれを考慮に入れるのが適切であると考えられるにちがいない争点事項 (matter in issue) に密接に隣接するものでなければならぬ。婚姻の見込み、雇傭の停止、相続の可能性および多くの他の予見できないことをふくむと⁽¹¹⁾考えられている。

離婚法によれば、右に加えて、各当事者のニーズを考慮すべきことを要求しているが、扶養を請求する側のニーズおよびこれに対応すべき相手方の支払い能力の問題も一つの要因になる。だが、もともとニーズという用語の意味はきわめてあいまいである。その内容が最低でも「心のニーズ」を指しているのか、または婚姻中に習慣となっていた生活水準と関連を示すものとしてよばれるべきなのか、問題となるけれども、これについては後者が正しい解釈とされている。⁽¹²⁾

- (1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九巻一・三号一八二頁—一八二頁。
- (2) C. Davies. Principles involved in the awarding of spousal support. R. F. L. 2d. vol. 46. p. 211.
- (3) 村井・前掲一八六頁。
- (4) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三〇頁。
- (5) 村井・前掲二三四頁。
- (6) 村井・前掲二三三頁。
- (7) 村井・前掲二三五頁。
- (8) Payne's commentaries on the Divorce Act. 1985. p. 57. 1986.
- (9) Payne's on Divorce. 3d. ed. p. 144. 1993.
- (10) Payne's. op. cit. p. 57. 1986; Payne's. op. cit. p. 156. 1993.
- (11) Payne's. op. cit. p. 156. 1993.
- (12) C. Davies. Principles involved in the awarding of spousal support. R. F. L. 2d. vol. 46. p. 217.

2 断絶の原則

離婚法の規定と関連し、ここでもう一つ重要なことを指摘しておかなければならない。一九八六年の離婚法第十一條一項では「当事者の行為」⁽¹⁾は、裁判所が扶養料の支払いを命じるかどうか決定するに当って考慮すべき要因の一つとされている。⁽¹⁾これと対照的に、一九八六年の離婚法第十五條のもとでは、「行為」は考慮すべき要因から消し去られている。つまり、婚姻関係の破綻が唯一の離婚原因となつたため、裁判所は扶養料の問題について第六項で離婚に係する一方配偶者の非行を無視することが要求されている。⁽²⁾これは断絶の原則 (Clean Break) とよばれ、イギリスの *Minton v. Minton* (一九七九) 事件においてスカーマー卿によって提示されたものであり、この原則はカナダにおいてある程度まで支持されている。⁽³⁾判決によれば、次のように説明している。すなわち、現代の離婚立法に与えられている二つの原則がある。その一つは公益 (Public interest) であり、それによれば、夫婦は彼等の資産が許す限り、彼等自身および彼等の子のために準備すべきものとする。もう一つは、同じ重要性をもつものとして断絶の原則がある。法律はいまや、家族の離婚後の苦しみを避け、彼等の金銭および財産問題を解決するために援助を与えている。現代の法律の目的は……過去を彼等の背後に押しやり、新しい生活——破綻した関係が影を投げかけない新しい生活を開始させることであると明言している。⁽⁴⁾つまり、離婚後の扶養料の問題を検討するに当っては、過去に夫婦関係の破綻をもたらすにいたつた原因はもとより、これに付随して生じた種々様々な事情をいつまでも引きずりながら考慮することは止めにし、過去とつながるくさりを断ち切って、将来に向つて各自が希望のもてる生活を送る方法をめぐって知恵を絞っていこうというわけであろう。

では、カナダにおいて、断絶の原則がどの程度に支持されているのであろうか。これについて次のような説明

がみられる。すなわち、州の立法は、全体として、扶養料の額を算定するについて行為の重要性を減少させた。マニトバ州の立法は、婚姻関係における夫婦の行為は裁判所が考慮しないものとした唯一のものである。オンタリオ州を含む他の諸州は、扶養料を与えるかどうかを決定するについて、行為を考慮することを拒絶するが、しかしかかる行為が無意識のうちに婚姻を明確に拒否することになる場合に、扶養料の額を評価するについて考慮に入れることを許しているという⁽⁵⁾。このような事情からみると、イギリスの裁判所で提示された断絶の原則は、一九八五年現在でカナダのコモン・ロー諸州で必ずしも完全に採用されたわけではなさそうに思われる。

離婚後の夫婦間の扶養料を決定するための主たる要因として離婚法が定めたのは前示のとおりである。そこで、本稿はこれらの規定を当然の前提に置きながら、コモン・ロー諸州の最近の判例を検討し、果たして裁判所はどのような事由を離婚後の扶養料を決定する要因として重要視しているか、調べることにしたい。

- (1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九巻二〇三号一八六頁。
- (2) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三五頁。
- (3) C. Davies. Principles involved in the awarding of spousal support. R. F. L. 2d. vol. 46. p. 216.
- (4) All E. R. [1979] p. 79.
- (5) C. Davies. op. cit. pp. 219-220.

三 判例にみる諸要因

1 同居の期間

離婚後に夫婦の一方から他方に支払う扶養料の額を算定するに当り、裁判所が考慮すべき要因の一つとして最

初に挙げられるのが、夫婦が同居していた期間の長短である。夫婦が離婚するという事態に立ちいたった場合に、振り返ってみて、彼等がどのような年月の間、夫婦として同居していたか、重要な判断材料の一つになることはまちがいない。もつとも、いくら時間的に長年月継続していたとしても、実質的に婚姻関係がすでに破綻し、ただ外形的にのみ夫婦であったにすぎない場合もあろう。これと反対に、短い年月であったにすぎないとしても、実質的にはきわめて密度の濃い充実した夫婦であった場合も考えられる。このような点からみると、同居の継続した期間という要因について慎重な判断が要求されよう。

① ノバ・スコシア州の *Lynk v. Lynk* (一九八九)⁽¹⁾ 事件において、夫婦は一九四三年に婚姻し、一九八五年に別居した。妻は現在六十四才であり、家事および子の養育にはげんできた。夫は六十七才であり、すでに退職している。原審は婚姻財産を分割し、妻にはこれまで月に一・二五〇ドルの扶養料を支払われているが、これを三五〇ドルに減額したので、妻が控訴した。

裁判所は妻の控訴を容認し、株式の売却代金を分割に含め、妻の扶養料を増額し、次のように判断している。すなわち、原審は扶養料を算定するについて誤っていた。扶養料は長期間の伝統的な婚姻に適切なものではない。婚姻は妻が職業上の訓練も収入もない結果として、長期間の伝統的な婚姻であった。夫に経済的に従属するパターンはしっかりと根づいている。妻の老齢年金を考慮するとしても、月に三〇〇ドルの扶養料は妻のニーズを満たすに適切ではなかった。妻は婚姻が継続されるならば期待できたのと同じ生活水準を要求する権利がある。妻は夫のそれより非常に低いライフ・スタイルに格下げされるべきではない。したがって、妻の控訴を容認し、扶養料は不変のまま月に一・二五〇ドルを与えられるべきだという。

この事例では、夫が二十五才、妻が二十三才当時に婚姻し、その後約四十二年という長年月の間、夫婦として

同居していた。この同居期間が妻の扶養料との関係で大きな意味をもってくる。夫は別居後、妻に月一・二五〇ドルの扶養料を支払っているが、原審はこれを二五〇ドルに減額してしまった。妻の控訴に対して裁判所が重視したのは、長期間継続した婚姻の実体にはかならない。これを「伝統的な婚姻」と名付けている。多分、夫は二十五才で婚姻して以来、退職するまで、自分の職業に専念し、妻は家事および育児を引き受け、協力して婚姻を維持してきたのであろう。妻が夫に経済的に従属するパターンとされるこのような伝統的な婚姻関係に身を置いていた妻のためには、別居ないし離婚後も婚姻中と同じ程度の生活水準を維持するのに必要な扶養料として、月一・二五〇ドルを確保することが要請される。一・二五〇ドルが三〇〇ドルに減額されれば、年金を別としても、妻は自分のライフ・スタイルを大きく格下げしなければならなくなる。四十二年の伝統的な婚姻を維持してきた妻にとって、全く論外のことには属しよう。

② ノバ・スロシイア州の *Adie v. Adie* (一九九四) 事件⁽²⁾において、夫婦は一九七八年に婚姻し、一九九三年に別居した。双方とも再婚であった。婚姻時、夫は五十四才。彼は三〇・〇〇〇ドル近い資産およびイギリスでの彼の雇用による年金がある。彼は婚姻前に年金を得ており、妻による寄与はなかった。彼等が別居したとき、夫は妻に扶養料として月七〇〇ドルを支払う旨を合意した。イギリスでの年金は婚姻財産であるかどうか、もしそうであれば、妻はその分け前を請求する権利があるかどうか争点となった。妻が年金について権利を有しないとしても、彼女は扶養料を請求する権利があるのかどうか。

裁判所はこれに対し、妻は年金について分け前を請求する権利はなく、月六二三ドルの扶養料を与えられるとし、次のように判断している。すなわち、夫婦財産法第四条一項は夫婦財産を婚姻前または婚姻中に取得された財産と定義している。夫は年金が第四条一項の例外の一つに該当することを立証できなかった。それゆえ、年金

は夫婦財産である。妻が夫の職業にいかなる寄与もしなかったということは、年金を彼女が権利を有する主要な資産として扱うことを不公正かつ不合理なものとす。しかしながら、夫婦の婚姻は長期間継続し、経済的その他の面において、互いにゆとりがあるとみられるときに別居した。その結果、夫は妻の扶養料として月六二五ドルを支払うべきであるという。

この事例では、①の場合と比較し、夫婦が同居した期間は約三分の一の十六年間である。四十二年に比較して短期間といえないこともないが、その反面、妻は夫の職業にいかなる寄与もしなかったと認められている。夫はすでに婚姻前に年金を取得しており、それについての妻の寄与は全く存在しない。妻が夫の年金について権利を有しないことは明白である。そこで扶養料の問題が浮び上がってくる。裁判所は夫婦の婚姻が長期にわたって継続した事実を強調する。その結果、夫婦が別居する際に合意した妻のための扶養料七〇〇ドルについて、夫婦が別居したのは、互いに経済的その他の面で均衡のとれた楽な状態であると認められたときであったとしながらも、扶養料を改めて六二五ドルと定めた。七〇〇ドルを六二五ドルに減額する理由について何も説明していない。推測の域を出ないが、①の事例と比較し、婚姻継続—同居期間の長短もある程度は影響を及ぼしているのではなからうか。

(1) R. F. L. 3d. vol. 21. p. 337.

(2) R. F. L. 4th. vol. 7. p. 54.

2 別居合意

これまで継続・維持されてきた婚姻関係がなんらかの原因で破綻をきたしたとき、または破綻と全く関係なく、

夫婦双方が円満に離婚を望むとき、まず別居したうえ、夫婦財産の分割はもとより、今後、夫婦の一方が他方に支払うべき扶養料の額などについて、別居合意書を作成するなどの方法で決定しておく例が多くみられる。このように離婚前に夫婦の間で予め扶養料の額が合意されているとき、離婚訴訟において、裁判所が夫婦の一方から他方に支払うべき扶養料を決定するについて重要な判断資料となることはいうまでもない。

① マニトバ州の *Brockies v. Brockies* (一九八七) 事件⁽¹⁾において、夫婦は一九八〇年に婚姻し、一九八五年六月に別居した。別居後数ヶ月して、夫婦は別居合意をし、それによれば、夫は今後三年間、妻の扶養料として月一〇〇ドル、子の扶養料として月三〇〇ドルを支払う旨を定めた。婚姻時、妻は十八才であり、夫のすすめる大学に通うことなく、仕事につくこともなく、婚姻前にその経験も全くない。別居後、妻はパート・タイムの仕事で月五一〇ドルを得ている。夫の年収は三五・〇〇〇ドルであり、他女と同居している。他女は妻子よりも本質的に高度な生活水準にある。離婚手続において、妻は合意によるよりも高額の扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の扶養料として月六〇〇ドル支払うよう夫に命じ、次のように判断している。すなわち、別居合意はそれがなされたとき、妻が仕事上の訓練も経験もないという事実を含め、将来のことはほとんど考えていないといつてよい。このケースは、合意によって定められた金額を越えて扶養料を与えるについて、裁判所が裁量権を行使するのに適した事件である。妻は住居をはじめ社会的および職業上の困難な事態に直面している。妻はさらに教育をうけなければ、自給自足していくことは不可能である。彼女が大学に通い、子を養育することを可能にする最少限度の額は彼女のために月六〇〇ドル、子のために六〇〇ドルである。夫の現状ではそれを支払うことが可能であるという。

② サスカチワン州の *Pick v. Pick* (一九九〇) 事件⁽²⁾において、夫婦は一九八五年に別居合意をし、それに

より、夫は妻が死亡するまで、または裁判所による別の命令があるまで、妻に月七〇〇ドルの扶養料を支払う旨を定めた。原審は扶養料条項を判決に取り入れたので、夫が控訴し、扶養料について時間的な制限を科すべきであったと主張した。

裁判所はこれに対し、控訴を棄却し、原判決を変更し、次のように判断している。すなわち、合意は離婚することを企図しており、原審が扶養料の額を継続したのは正当である。しかし、一九八六年の離婚法第十五条七項(d)は扶養料支払命令が自給自足を促進することを要求している。したがって、原審は扶養料の支払いが妻の生涯継続すべく命じる点で誤っていた。命令は、扶養料がのちの命令があるまで継続すべきものと読めるように訂正されるべきである。配偶者の扶養料に関する裁判所の監督権限は契約によって無効にされるべきではないという。

右にみた①の事例では、婚姻後約五年で別居した夫婦の間でなされた扶養料に関する合意が余りにも妥当でないため、裁判所がこれも大巾に増額したことが注目される。合意によれば夫は別居後三年間、妻に月三〇〇ドルを支払うというのである。妻の大学進学および職業をめぐる事情およびパート・タイムによる収入、それらに対する夫および彼と同居する他女をめぐる諸事情のもとで、裁判所が妻の扶養料を合意による三〇〇ドルから二倍の六〇〇ドルに増額し、しかも三年間という期限を取り払ってしまった。②の事例でも問題になっているが、一九八六年の離婚法第十五条七項は、「配偶者の扶養命令の目的」と題し、(d)において、「実行できる限り、合理的な期間内に夫婦各自の経済的自足を促進すべきである」と定めている。ここでいえば、離婚後の扶養料の支払期間が三年と限定されていても、それでは妻が自給自足できる状況にはなり得ないと判断されたのであろう。このような場合には、合意に拘束されることなく、合理的な処置をすることが可能である旨を明言するものとして評

価できよう。

また、②の事例では、夫は妻が死亡するまで、つまり妻の一生涯または裁判所による別の命令があるまで、月七〇〇ドルの扶養料を支払う旨の合意をした。これはまさに①の事例の裏がえしとみてよい。当初の合意のとおり、夫が妻の一生涯支払いを継続すべきことになれば、妻の側が自分で努力すれば自給自足が早急に可能になると考えながらも、生活が保証されるのに甘んじて、努力を全くしないという事態も想像できる。法の目的とする正義・衡平という観点から、また妻に自立に向つての努力をうながす意味からも、扶養料の支払いを事実上で無期限のものとなせず、妻の自立を裁判所が確認するとき、支払いを終了させることができるとしたのも当を得ていよう。

③ オンタリオ州の Taylor v. Taylor (一九九四) 事件⁽⁴⁾において、夫婦は一九六八年に婚姻した。最初の子が出生したとき、妻は小学校の教師としての仕事を止め、一九七六年まで家庭に留まったが、再びパート・タイムで仕事を再開した。一九九〇年に夫婦が別居合意をしたとき、彼女が年に二三・〇〇〇ドルの収入を得ており、一九九四年には二九・〇〇〇ドルに増加した。夫は人間資源マネージャーとして年に六二・〇〇〇ドルを得ていた。だが、一九九三年頃、彼の雇用は終了し、仕事を探したが見付からなかった。別居合意によれば、夫は妻の扶養料として月九〇〇ドル支払う旨を定めているが、夫は途中で支払いを中止した。夫は離婚の訴を提起し、妻の扶養料を年に一ドルと定めるよう請求した。

裁判所はこれに対し、夫の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、先任のマネージャーとしての豊富な経験から考えて、適切に動機づけられても、またたとえ仕事への期待を減少させるとしても、彼がもう一度有利な雇用を得ることはできないであろうと信じる理由は存在しない。したがって、妻のための扶養料に関する

る夫の請求は棄却されるという。

ここにみる③の事例では、さきの①および②と異なり、夫婦各自は相応の収入を得ていた。夫が失職し、別居に際して夫は妻に月九〇〇ドルの扶養料を支払う合意をしたが、その後、支払いを中止した。離婚訴訟ではその額を一ドルと定めるよう請求している。ここで一ドルのもつ意味を考えてみよう。夫には現実に一ドル以上支払う余地がないと主張しているのか、またこれと反対に、夫には支払能力が充分にあるけれども、妻も相当の収入を得ており、自立して生活する可能性を充分に具えているので、いわば各目的にのみ、月一ドルを負担すること
で責任を免れようというのか。または相当の収入のある妻を扶養する義務は自分ないことを一ドルという金額で示そうとしたのか。種々に考えられる。だが、裁判所は夫の職歴からみて、再び雇用を得ることが充分に期待できると判断したため、夫は従来どおり月九〇〇ドルを支払うことになった。だが、実際に夫が雇用を回復できない事態に直面したとき、夫の請求により、扶養料の額は大きく減額されるにちがいない、一ドルの扶養料が現実のものになるかも知れない。

- (1) R. F. L. 3d. vol. 5. p. 440.
- (2) R. F. L. 3d. vol. 25. p. 331.
- (3) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号三三五頁。
- (4) R. F. L. 4th. vol. 5. p. 296.

3 ニーズ

離婚後に夫婦の一方が他方に支払うべき扶養料の額などを決定するについて、裁判所はすでにみたように、夫

婦の同居した期間および別居合意の内容を考慮しなければならないが、一九八六年の離婚法によれば、扶養が求められている夫婦各自のニーズ (needs) も考慮の一つに加えられる。ニーズという用語の意味自体があいまいであるため、種々に解釈される余地が残される。ここでは最低限度の生活を維持するためのニーズではなく、夫婦各自が別居ないし離婚するまで維持してきた婚姻生活と同程度の生活を今後も維持するためのニーズと理解されている。

① オンタリオ州の *Marshall v. Maeshall* (一九八八) 事件⁽¹⁾において、夫婦は二十三年間の婚姻生活ののち、一九七〇年に別居し、その際、別居合意をした。それによれば、妻は永久に扶養料をうける旨を定めている。一九七二年に妻は雇用を得たが、彼女の財政状況は悪化し、一九七七年に彼女はがんにかかった。収入は減少し、インフルが猛烈に生活費用を増大させた。離婚手続において、原審は事情の変更を理由に扶養料を増額したので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、別居当時、妻は財政的に夫に依存する状況にあり、このことは別居合意で認められていた。インフレおよび妻の収入の減少は、急激な事情の変更をもたらし、健康の悪化がそれに輪をかけた。妻の経験する困難な事態と婚姻から生じる扶養関係の間には因果関係が存在しており、したがって夫の控訴は棄却されるという。

② ニューブランズウィック州の *Richard v. Richard* (一九九四) 事件⁽²⁾において、夫婦は一九六三年から三十七年間の婚姻生活ののち別居した。一九九一年八月、夫婦は別居合意をし、夫は妻が五十五才に達するまで、月八〇〇ドルの扶養料を支払う旨を定めた。妻はこのような時間的な制限に合意した。なぜならば、夫は妻が五十五才になれば年金を受け取る資格がある旨を告げていたからである。合意はまた、扶養料の額は夫の給料の変化

に応じて増加または減少する旨を定めた。妻の弁護士は合意に署名しないよう忠告したが、夫の助言に従って妻は署名した。夫は一九九三年に失職し、彼の雇主は一年間の給料に等しい五三・〇〇〇ドルの解雇手当を支払った。夫はしばらくして他の職を見付けたが、彼は合意の条項に従って、月に支払う額を減額した。離婚手続において、妻は扶養料の額および別居合意の有効性を争った。夫は解雇手当は収入とすべきでないと言張する。

裁判所はこれに対し、妻の離婚請求を容認し、夫は減額前の額を支払うべきであり、妻の扶養料は五十五才で終了する旨の規定は無効であるとし、次のように判断している。すなわち、解雇手当は合理的な予告に代わる給料を意味している。その結果、夫が扶養料の額を減額する理由は存在しなかった。夫は五三・〇〇〇ドルの年収および新しい仕事による週五〇〇ドルを基礎にして、妻のための扶養料を支払うべきであるという。

右にみた①の事例では、婚姻が二十三年間継続し、その間、夫が労働に従事して家計を支え、妻は家事を引き受けるという伝統的なパターンを示していた。別居に当り、夫は妻に永久に扶養料を支払うこととした。つまり、妻の側には別居後も従来と同程度の生活水準を維持するため、夫から相応の扶養料の支払いをうけるべきニーズが存在し、夫はこのニーズに答えたわけである。事態が平穩に経過すれば問題は生じない。だが、現実には妻の病気に加え、インフレが進行し、妻の財政状況は急激に悪化した。ここで妻の側に新たなニーズが発生することになった。具体的にみれば、合意の当時に予想されなかった妻自身および社会的な事情の急激な変更により、妻が以前と同じ程度の生活を維持するため、夫に対して扶養料の増額を請求する必要に迫られた。つまり、ここでは扶養料に関するニーズは主として妻の側に存在してとみてよからう。

また、②の事例でも二十七年間の伝統的なパターンを示しており、別居合意に当り、夫は妻が五十五才に達するまで月八〇〇ドルの扶養料を支払う旨を約束し、一方でこの額は彼の収入の変化に応じて増減する旨を

定めた。そして、ここでも予想外の事情の変化に伴い、扶養料をめぐるニーズが発生することになった。だが、①の事例と異なり、ここでは扶養料をめぐる夫および妻のそれぞれが相反する請求をする。夫は失職に伴う収入の減少を理由に、妻は扶養料の支払いを五十五才までに制限する合意そのものの無効を理由に、それぞれ扶養料の減額・増額を主張する。夫婦それぞれのニーズが互いに反対の方向を示すものといえよう。

③ オンタリオ州の *Robinson v. Robinson* (一九九三)⁽³⁾ 事件において、夫婦は一九七二年に婚姻し、一九八五年に別居した。妻は子の養育のため一九七五年に仕事を止め、一九八二年から八五年にかけてパート・タイムで働いたが、年に一・〇〇〇ドルを得るのがやっとであった。婚姻直前に夫の父母が相次いで死亡し、夫は多額の金銭を相続した。別居後、妻はロー・スクールへの入学資格を得るため一年間大学に復帰し、その間、夫は自発的に妻を扶養した。だが、妻は最終的に入学資格を得られなかった。一九八六年八月、妻はロンドンからトロントに移り、秘書としての仕事を得た。彼女は妹と共同生活をし、合理的なライフ・スタイルを維持した。原審は妻が一九七五年に仕事を止めたため、その後は以前のように収入がなかったことを認め、それを償うため、月一・〇〇〇ドルの扶養料を与えたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、ニーズはほとんど常に扶養に關する事件における決定的な要因である。審理のとき、妻は婚姻中の彼女の住居と同程度・同価値の家屋に居住している。また、妻は夫の職業に關連して、補償をうけるに価するような何らかの異例な寄与をしたこともなかった。彼女は合理的なレベルで自給自足できる状況に近い。彼女はその職業を促進することができるにちがいない。したがって、扶養料は一九九三年十月までは月一・〇〇〇ドル、その後五年間は四〇〇ドルに減額し、それ以降はゼロとすべきだという。

ここでは離婚後の妻の扶養料についてのニーズが問題の焦点となっている。現在、妻はトロントに移り、秘書の仕事につき、従来と同程度の家屋に居住し、合理的なレベルでライフ・スタイルを維持し、自給自足できる状況に近いと認められている。このような事情のみからすれば、妻に扶養料を支払う必要性はほとんど感じられない。だが、ひるがえって、婚姻前後に妻のおかれた立場を考え合わせなければならぬ。一時的ではあるにせよ、いわゆる伝統的な婚姻の中で妻の果たした役割を評価し、補償する必要も感じられる。ここで最終的に裁判所が妻のために決定した扶養料の支払方法に注目しよう。原審は月一・〇〇〇ドルとして期限はつけなかったのに対し、金額は同じにして一九九三年十月までその額を維持する。とはいいいながら、実は判決の日付は同年九月二十四日であるので、一・〇〇〇ドルの扶養料が認められるのは二ヵ月分にすぎず、それ以降は五年間に限り、月四〇〇ドルに減額される。このように扶養料の支払いに期限を切ったのも、裁判所が妻はその間に自分の努力と相まって、ニーズを満足させ、完全に自給自足の目的を達成することができるかと確信したからにはかなるまい。

(1) R. F. L. 3d. vol. 13. p. 337.

(2) R. F. L. 4th. vol. 2. p. 395.

(3) R. F. L. 3d. vol. 48. p. 265.

4 自給自足

一九八六年の離婚法第十五条七項には、「実行できる限り、合理的な期間内に夫婦各自の経済的な自給自足を促進すべきである」と規定している⁽¹⁾。つまり、離婚後に夫婦の一方が他方に扶養料を支払うのは、それによって他方が最終的に自給自足が可能になるように手助けすることを目的とする。この目的からみれば、扶養料の支払い

が永続するのは好ましくない。むしろ当初より特定の期間に限って扶養料の支払いを続け、その間に他方が自給自足の状況に入ることを期待するとか、ある期間毎に少しずつ扶養料の額を減少していき、他方の自給自足の努力を促すといった方法が考えられる。すでにみた事例の中にこのような趣旨を明示するものもみられら。だが、このような新しいムードは余りにも急進的であるとされ、われわれは自給自足というパレード車に余りにも早くとびついたのでないか、との声も聞かれる。⁽²⁾

① ノバ・スコシニア州の *Heineman v. Heineman* (一九八九) 事件⁽³⁾において、夫婦は一九七一年に婚姻し、一九八九年に別居した。妻は一九七九年まで看護婦として働いたが、同年に家族は夫の雇用のために移転し、一九七九年から八二年にかけて彼女はパート・タイムで働いた。その後、一九八六年に家族は夫の仕事でノバ・スコシニアに移転し、妻は秘書の仕事により年収二一・五〇〇ドルを得た。彼女は看護婦の収入がこれよりも高額であるにかかわらず、再びその仕事につくことはなかった。夫は年に一〇〇・〇〇〇ドルの収入がある。原審は妻に月一・五〇〇ドルの扶養料を与えたので、夫が控訴し、配偶者に自給自足するよう要求する法律の変化を無視していると主張した。

裁判所は夫の控訴を棄却し、次のように判断している。すなわち、現代的な婚姻の解消に当り、その目標は両当事者をできる限り早い時期に経済的な自給自足の状況におくことを目指すべきである。原審は合理的な生活水準への妻の権利および彼女の可働能力を最大限にする彼女の義務を認めている。妻が看護婦の仕事を再開すべく強制されないとする結論も妥当である。妻が現在の職業にある限り、彼女は自給自足を達成することはできないから、扶養料を必要とする。扶養料支払命令に時間的制限を科さないとする決定は原審の裁量に属し、控訴は棄却されるべきだという。

② 連邦最高裁の *Moge v. Moge* (一九九二) 事件⁽⁴⁾において、夫婦は一九五〇年代の中頃にポーランドで婚姻し、一九六〇年にカナダに移住した。一九七三年に別居し、一九八〇年に離婚にいたった。妻は限られた教育しかうけておらず、特別な技術は何も身につけていない。婚姻中、彼女は家事および子の養育に当り、またクリーニング店でパート・タイムの仕事をした。別居後、彼女は三人の子の監護・養育に加えて夫の扶養にも当たった。その後、夫は一九八九年に再婚し、妻は一九八七年に解雇され、夫が妻子のために支払う扶養料は月一五〇ドルから四〇〇ドルに増加した。妻はパート・タイムの仕事を再開し、一九八四年に夫は扶養料支払終了の命令を得たので、妻が控訴した。裁判所はこれに対し、妻のため月一五〇ドルの扶養料を回復させたので、夫はカナダ最高裁に上告した。

最高裁は夫の上告を斥け、次のように判断している。すなわち、夫が妻を扶養すべき義務は離婚法の明示する諸要因によるべきであり、第十五条七項および第十七条七項に定義された四つの目的はすべて、配偶者の扶養請求またはそれを変更する命令が申し立てられるとき、考慮されなければならない。自給自足という目的は列挙された目的の一つにすぎず、配偶者の扶養の金額および期間を決定するについて、それに優先権を与えられるべきではないという。

右にみた①の事例では、妻は婚姻後の約八年間は看護婦として働いていたが、夫の雇用の都合でパート・タイムの仕事に移り、次いで秘書の職を得ることになった。離婚後の妻の扶養料はどのように決定すればよいのだろうか。現在、妻は秘書の仕事につき、年収二一・五〇〇ドルを得ているが、もし元どおり看護婦の仕事に復帰すれば収入が増大することは確実視されている。それにより妻は離婚後も自給自足のもとで、夫の扶養料にたよることなく、独立して生活を維持する可能性が十分に存在するようである。それにもかかわらず、妻が現在の秘

書に留まる意思が明らかである以上、夫はもとより、裁判所といえども、彼女が看護婦の仕事に戻るよう強制することはできない。妻が秘書の仕事を継続する限り、夫は月一・五〇〇ドルの扶養料を支払わなければならないが、妻自身にも自給自足に向つての決意をうながす必要があるのではなからうか。

また、②の事例では①の場合と異なり、妻は手に職がない。彼女は婚姻中、パート・タイムの仕事をしたが、離婚後に解雇され、夫より当初は月一五〇ドルから四〇〇ドルへ、さらに一時は支払終了の命令に直面しながら、最終的には月一五〇ドルの扶養料を得ている。だが、夫はこれに納得していない。裁判所はここで離婚法第十五条七項のほかに第十七条七項の規定を指摘している。同項は(d)において、扶養命令の変更・取消または延期に關連し、経済的な自給自足について第十五条七項(d)と同趣旨の規定を設けている。⁽⁵⁾この規定のもとで、当面の場合、手に職のない妻の自給自足を促進すべきことが要請される。だが、妻が看護婦であつた①の場合と対比し、ここで手に職のない妻の自給自足には困難が伴つてくる。したがつて、合理的と判断される期間、夫が妻のために月一・五〇〇ドルの扶養料を支払うべき義務を負わされるのは当然ではなからうか。

③ ノバ・スコシア州の *Matthews v. Matthews* (一九九一) 事件⁽⁶⁾において、夫婦は一九七九年に婚姻し、一九八六年に別居した。妻は彼女の前婚の子二人と夫婦間の子を監護している。彼女は別居後、仕事探しに精を出さなかつた。夫は農場を経営し、月一・五〇〇ドルの収入を得ている。妻による財産分割および扶養料請求の手續において、原審は夫の農作業に対する妻の寄与の賠償として四〇・〇〇〇ドルを与え、また一年に限り月四五〇ドルの扶養料を認めたので、妻が一括払いを求めて控訴した。

裁判所はこれに対し、妻の一括払いの請求を認めず、扶養料の支払いをさらに一年間延長し、次のように判断している。すなわち、夫の収入は限られているので、妻の扶養料を増加する理由は存在しない。妻は仕事につく

べく努力する義務があり、夫が彼女を永久に扶養してくれることを期待することはできない。夫婦はほとんど五年間も別居しており、妻は仕事も探す努力をしていなかった。しかしながら、低度の財政状況に照らすとき、妻の扶養料をもう一年延長されるべきである。彼女の仕事が見付からなければ、さらに扶養料の変更を請求することができるといふ。

ここにみた③の事例では、約六年間、正常な婚姻関係が継続したのち、離婚判決まで約五年間別居していた。その間、農場を経営する夫に寄与してきた妻の努力は、賠償として四〇・〇〇〇ドルの支払いをうけることで充分にむくわれた。問題は別居後の妻のための扶養料である。離婚法の規定によれば、できる限り合理的な期間内に夫婦各自の経済的な自給自足の促進を目指すとする。ここでは別居後約五年を経過しているが、その間に妻が自発的に仕事を探す努力をしたとは認められていない。妻は積極的に仕事を探し、経済的に自給自足の道を自ら開拓しなければならぬ。これは妻に科せられた義務でもある。事情は明らかでないが、一年以内に道が開ける可能性があるため、裁判所がもう一年扶養料の支払を延長したのか、そうではなく、別居後五年を経過しても妻が自給自足への努力を全くしないため、裁判所が最終的に一年間のみ延長したのか、いずれかにちがいない。

④ サスカチワン州の *Zanyk v. Zanyk* (一九九三事件)⁽⁷⁾において、夫婦は一九六三年に婚姻し、一九九〇年に別居した。婚姻当時、夫は王立カナダ山岳警備隊に所属し、妻はXグレードの学生であった。一九七五年、夫は遠方に転勤することは妻子のための利益でないと考え、職場を去り、蓄積年金 (accumulated pension) でスポーツ用品店の経営を始めた。婚姻中、妻は家事および子の養育を引き受けた。一九八五年に妻はパート・タイムの仕事を得て、一九九〇年に別居するまで働いた。別居後、妻は二人の子と共に他の町に移った。夫はサスカチワン電力会社に職を得て、年収五七・〇〇〇ドルであった。彼は妻に三八・〇〇〇ドルの財産セトルメントを

一括払いすること、さらに加えて子のために月七五〇ドルを支払う合意をした。妻が離婚手続において、月三・〇〇〇ドルの扶養料を請求したのに対し、夫は妻が自給自足できる状態であるから、支払うことはできないと反論した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を容認し、次のように判断している。すなわち、婚姻中、妻はさらに教育をうけたり、または仕事の経験を生かす機会がほとんどなしに、母親および主婦としての仕事を果した。その間、夫は彼の経歴を上昇させることができた。妻の要求は不合理なものでなく、彼女の寄与および犠牲のための賠償を夫が支払えないものでもないという。

この事例では、妻が時にパート・タイムで仕事につくことはあっても、家事および育児に従事する伝統的な婚姻のパターンに属している。このような婚姻が約三十年間継続していた。問題になるのは別居後に夫が示した態度である。夫としては、妻に三八・〇〇〇ドルの財産セトルメントを一括払いすること、子のために月七五〇ドル支払う合意によって、離婚後の妻の扶養料の問題は解決済みと考えていたにちがいない。また、離婚後に妻が右にみた財産セトルメントによって合理的な生活を維持していくことが可能であり、自給自足の目的が達成できるならば、三・〇〇〇ドルの扶養料を重ねて請求するはずはない。現実にはそれが無理であったと思われる。妻は自給自足できる状態であったとする夫の反論も、裁判所の認めるところとならなかつた。婚姻中の妻による寄与には、離婚後に彼女の自給自足を可能にする手段によって対応されるべきは当然のことというべきであろう。

(一) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三五頁。

(二) C. Davies, *Compensatory Support—New Beginning or a Return to the Past?* C. J. F. L. 1994, p. 129.

(三) R. F. L. 3d. vol. 20, p. 236.

- (4) R. F. L. 3d. vol. 43. p. 345.
- (5) 村井・前掲資料二三八頁。
- (6) R. F. L. 3d. vol. 34. p. 201.
- (7) R. F. L. 3d. vol. 46. p. 169.

5 仕事の中断・停止

婚姻前に夫婦双方が共に自分の仕事に従事していたところ、婚姻後、双方の合意または一方のみの判断で仕事を中断・停止する例がみられる。とくに妻が婚姻後に家事および育児に専念するため、事実上、仕事を継続することが不可能になる場合もみられる。このような場合に、離婚後の扶養料の問題が提起されるとき、裁判所は夫婦の一方が仕事を中断・停止した理由を詳細に検討し、他方に扶養料の支払いを命じるかどうか、命じるとすればその額をどうするか決定しなければならない。

① ブリティッシュ・コロンビア州の Grohmann v. Grohmann (一九九一) 事件において、夫婦は一九八三年に婚姻し、一九八九年に別居した。別居時、夫は五十三才、妻は三十九才であった。夫との合意により、妻は六年間の婚姻中、ラベル技術者としての仕事を中止した。また、別居後、妻は彼女の利用できる分野でのフル・タイムの仕事があつたけれども、高校教師としての資格を得るため大学に帰ることを望んだ。離婚手続において、原審は妻に住居の三〇%および一九九〇年二月より七月まで、月二・三〇〇ドルの扶養料のみ認めただので、妻が控訴した。

裁判所はこれに対し、妻の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、離婚法第十五条七項の定める諸

要因は、扶養命令をするかどうか、するとして金額をどうするか決定するに当り、考慮されるべきである。妻は婚姻中、彼女の仕事を遂行しないことによっていくらか経済的な不利益を豪ったけれども、彼女はまたいくらか利益もうけていた。夫は彼女を扶養し、婚姻中に彼女の債務を支払った。妻はラベル技術者としての仕事に復帰することができたから、彼女は婚姻の結果として重要な経済的な不利益を豪ってはいない。したがって、彼女の控訴は棄却されるという。

② マニトバ州の *Koberlein v. Barral* (一九九四)⁽²⁾ 事件において、夫婦は一九八二年に婚姻し、一九九〇年に別居した。同居を開始したのち、彼等の労働時間が一致せず、共に家庭にいる時間がほとんどないのに気付いた。問題を解決するため、夫の了承を得て妻は就職中のフル・タイムの仕事を止め、数時間の授業の臨時教師を勤めた。妻はまた彼女のマスターの学位を利用して各種の仕事をしたが、別居後にフル・タイムの仕事を手望んでも得ることはできなかった。夫の収入は一九九二年に月三・三九五ドルであり、他方で妻の年収は四・一五〇ドルであった。もし、妻がフル・タイムの教師の地位を回復すれば、年収は五七・七二六ドルになる。五〇才の妻には貯蓄も年金もない。彼女は離婚の訴を提起し、扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、離婚請求を容認し、夫に対して月一・〇〇〇ドルの扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻は離婚法第十七条七項(a)いう、「婚姻またはその破綻により生じる前夫婦の経済的不利益」⁽³⁾を豪っている。彼女は慎重な努力にもかかわらず、経済的な自給自足を達成することができなかった。このような事情のもとで夫は月一・〇〇〇ドルの扶養料を支払うべきであるという。

右にみた①の事例では、婚姻後もラベル技術者としての仕事を継続するかどうか、妻は自分の一存で決定することなく、夫と相談した。夫は自分の収入が二人の生活を支えるに充分と判断したのであろう。妻は夫の合意の

もとに仕事をやめている。また、別居後も妻はフル・タイムの仕事よりも、教師の資格への道を望むことになる。このような事情を総合するとき、夫婦はいずれも生活を維持することについて、経済的にも精神的にも十分な余裕を残していたものと推測される。妻が婚姻中も引続いて仕事をしなかったことによる経済的な不利益は、夫による扶養をうけ、さらに債務も支払ってもらったことにより、いわば帳消しになったとみてよいのではなからうか。妻はすでにもとの技術者としての仕事に戻っているため、離婚後の夫による扶養料の支払いも約半年に限られたのも、右の事情によって理解できよう。

また、②の事例では、①の場合と同様に妻は婚姻前よりフル・タイムの仕事に従事していた。だが、婚姻後、夫婦がすれちがいの家庭生活を送ることとなったため、妻はその仕事を止め、夫と共に家庭にいる時間を増加させようとした。だが、八年後に別居したとき、再びフル・タイムの仕事に戻ろうとしても不可能であった。このような事情は①の事例とちがっている。もし、別居後にフル・タイムの仕事に戻ることができれば、額の上では妻の収入の方が夫のそれに優るけれども、それは単なる夢物語にすぎない。振り返ってみれば、婚姻によってフル・タイムの仕事を止めたため、妻は決定的に経済的な不利益を蒙ることになったわけであり、裁判所は妻の自給自足を促進するためには月一・〇〇〇ドルの扶養料が必要と判断した。①の場合には妻がフル・タイムの仕事に復帰できたため、夫による扶養料の支払いも六ヶ月の短期間とされたけれども、ここでは支払いに期限は付けられていないのも納得できる。

- (1) R. F. L. 3d. vol. 37. p. 73.
- (2) R. F. L. 4th. vol. 5. p. 94.
- (3) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三八頁。

6 合理的な生活水準

婚姻が継続した期間の長短はあるにしても、そこには夫婦がこれまで学んできた共同生活がある。その実体はそれぞれの夫婦によって違ってよい。違いはあるにせよ、夫婦各自によって合理的と考えられる生活水準が存在したにちがいない。離婚後に夫婦の一方が他方に扶養料を支払うのは、他方が離婚によって直ちに生活水準の低下を余儀なくされることなく、婚姻中と同じではないにせよ。ある程度合理的と考えられる生活水準を維持させることを目的としている。

① オンタリオ州の *Linton v. Linton* (一九九〇) 事件⁽¹⁾において、夫婦は一九五八年に婚姻し、一九八二年に別居したのち、一九八八年に離婚した。妻は婚姻前はタイピストであったが、家族の世話をするために仕事を離れた。夫の教育および経歴は家族にたびたび移転を要求した。妻は家事および子の養育を引き受け、夫は労働にによって家計を維持した。夫の年収はポーンナスを含め一四〇・〇〇〇ドルであった。一九八七年に妻は雇用を見付け、一時間八ドルを得た。離婚手続において、原審が夫のポーンナスを考慮し、月二・五〇〇ドルの扶養料を妻に支払うよう命じたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、妥当な扶養料のニーズは婚姻中の経済的な局面での責任の分担から生じるものであって、婚姻それ自体から生じるものではない。妻が長期間、労働に従事しなかった場合には、永く続いた婚姻の破綻により生じる経済的な不利益をうけることが推定される。そこには婚姻の多様性が存在し、裁判所は事例毎に扶養料の問題を個々別々に処理すべきである。婚姻の破綻により、妻には婚姻の事情を考慮して合理的な生活水準を求める権利がある。夫の支払能力を評価するため、原審

がボーナスを計算に入れたことは是認される。なぜならば、ボーナスは過去に支払われており、将来も多分支払われるからであるという。

② アルバート州の *Rom v. Rom* (一九九一) 事件⁽²⁾において、夫婦は一九六一年に婚姻し、一九八九年に別居した。妻は婚姻前、医師の秘書をしていたが、婚姻中は家事および子の養育を引き受け、短時間のパート・タイムの仕事を除き、家庭外で職につくことはなかった。離婚手続のとき、妻は五十三才で職はなく、夫の年収は一六〇・〇〇〇ドルである。家族は夫の職業に従っていく度か転居したが、妻は夫から月二・〇〇〇ドルの扶養料をうけていた。このような事情のもとで、妻は合理的なライフ・スタイルを維持するため、月五・〇〇〇ドルの支払いを請求したが、夫は妻が彼女自身の費用でまかなうべきだと主張する。

裁判所はこれに対し、夫が月五・〇〇〇ドルを支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、婚姻の破綻による配偶者の扶養料を認定するについて、夫婦のライフ・スタイルを考慮するのが適切である。妻は婚姻の破綻により、明らかに経済的な不利益を蒙っている。彼女はこれまでのライフ・スタイルおよび生活の保障を喪失した。妻にとって合理的な期間、自給自足を遂行することは実際的でなかった。彼女は合理的なライフ・スタイルを維持するために月五・〇〇〇ドルを必要とし、夫はこれを支払うことが可能であるという。

右にみた①の事例では、約二十四年間継続した婚姻が別居によって中断し、さらに六年後に離婚となった。いわゆる伝統的な婚姻のタイプに属し、夫が家計を支え、妻は離婚一年前にはじめてパート・タイムの仕事についてすぎない。ボーナスを含む一四〇・〇〇〇ドルの夫の年収により、妻は子と共にそれにふさわしい生活水準を維持することが可能であった。では、離婚は妻にどのような影響を及ぼすことになるのか。夫による扶養料の支払いがなければ、妻は直ちに生活に困窮することになる。これを救済することが夫による扶養料のはずである。

問題は妻にどの程度の生活を保障するかにかかってくる。離婚後も妻が婚姻中と同じ生活水準を維持するのに必要な扶養料を夫に強制的に負担させることは、それが可能な場合は別として、正義・衡平に反して認められまい。そうだとすれば、さきにもた妻の側の自給自足への努力も期待しながら、夫の側の収入等も考慮し、離婚後の妻にとって合理的な生活水準を維持するのに必要な限度で扶養料を決定すべきことになる。夫のボーナスが考慮に入れられたのもこの目的からとみてよからう。

また、②の事例では、約二十八年間継続した伝統的な婚姻が破綻したのち、妻が合理的なライフ・スタイルを維持するために扶養料として月五・〇〇〇ドルを要求する。夫は妻が自分自身の扶養のため、少なくとも合理的な努力をすべきであるとして支払を拒否する。そこで、問題は、それが可能である限り、妻は彼女自身で生活を維持する費用を稼ぐことが要求されるか、という点に絞られよう。ここでもさきにもた自給自足の要請が大きな意味をもつてくる。妻は離婚後、月二・〇〇〇ドルの支払いをうけており、まずそれによって彼女自身の生活の基盤を固め、自給自足が可能になるよう努力すべきである。その努力にもかかわらず、妻が離婚後の合理的な生活水準を維持することができないとき、経済的にみて充分余裕のある夫が援助しなければなるまい。そのために夫はさらに月三・〇〇〇ドルの追加支払いをするのが適切と判断されたものと思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 30. p. 1.

(2) R. F. L. 3d. vol. 35. p. 237.

7 病 気

夫婦双方が婚姻前より健康な状態であり、それが婚姻中も変わることなく継続されるならば、これに越したこ

とはない。だが、人はいつ病気にかかるかわからないし、一般的にみて病気は本人の意思と関係がない。本稿で問題としている離婚後の扶養料についてみれば、婚姻中のある時点で夫婦の一方が病気となり、ある期間労働に従事できなかったとか、離婚後もそれによる後遺症が残った場合には、その事實は当然に考慮されなければならない。このような事情を無視して扶養料が決定されるならば、離婚後の本人の自給自足が不可能になるのはもとより、合理的な生活水準を維持させることもできなくなる。

① マニトバ州の *Klassen v. Klassen* (一九九〇) 事件⁽¹⁾において、夫婦は一九六六年に婚姻し、一九八七年に別居した。妻は当初の十三年間、家事および育児のため家庭に留まった。その後、妻は仕事に戻ったが、関節炎のために働けなくなり、病疾手当を月四六四ドル受け取っている。夫は月二・三六三ドルの収入があるが、審理の開始前に職を辞し、アルバータに移った。臨時の仕事しかないが、一年内にフル・タイムの職につくはずである。一方、妻は三・二五〇ドルの財産しかない。離婚手続において、妻は彼女自身および子のための扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、夫は隔週に妻に二五〇ドルの扶養料を支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、長期間の伝統的な婚姻が存続し、妻は経済的に夫に依存していた。妻の健康問題および仕事上の熟練の欠除がなかったとすれば、彼女はこれまでに自給自足の状況にあったはずだという。

② アルバータ州の *Duncan v. Duncan* (一九九二) 事件⁽²⁾において、夫婦は一九七一年に婚姻し、十七年後に別居した。妻は以前よりうつ病の状況にあり、婚姻前に夫にその事情を部分的ながら打ち開けていた。夫婦双方とも教師であるが、妻は一九七四年に従来の仕事を止め、パート・タイムの仕事に移っている。妻の病気のため、婚姻には当初より問題がつきまわっていた。別居後の夫の年収は五〇・〇〇〇ドルであるが、婚姻中に生じた債

務のため、月に九五〇ドルの返済を必要とする。妻は社会保障をうけており、薬物治療およびクリスチャン・カウセリングにたよるつもりである。離婚訴訟において、妻は扶養料を請求した。

裁判所はこれに対し、夫が妻に四年間、月七五〇ドルを支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、婚姻中に夫婦双方が採用したライフ・スタイルの結果として、妻が完全に経済的に従属的な立場になったわけではない。彼女は自分の能力を利用すべく助けを求めていた。扶養料の支払い期間についてはいくらか時間的な制約を科すのが適切であり、夫は四年間、毎月七五〇ドルを支払うべきであるという。

右にみた①の事例では、夫婦が別居する以前に正常な婚姻関係が約二十年間継続していた。しかも、その本質は伝統的な婚姻というにふさわしい。約十三年経過した時点で、妻は育児にも余裕ができたのか、婚姻前の仕事に戻ったが、ここで関節炎という病気に直面することになった。正常な婚姻関係の継続中に、突如として妻が病にかかったわけである。これに対し、②の事例では、婚姻は約十七年間継続しているが、妻は婚姻前よりうつ病にかかっており、夫も妻の病状をある程度まで承知していたといわれる。このようにそれぞれ事情がちがっているため、裁判所も別個の判断をすにいたったと考えられる。

①の場合、これまで妻の健康問題および仕事上の熟練の欠如のためにできなかった自給自足への道を達成させるため、妻自身の努力はもとより、現にうけている手当とも相まって、裁判所は夫に扶養料の支払いを命じることにした。終期はつけていない。これに対して②の場合、当初より伝統的な婚姻であったわけではない。妻はうつ病といながら、婚姻後の約三年間は夫と同様に教師としての職務を果していた。だが、その後、病状が悪化したため、教師の仕事を止め、手当を受け取り、カウセリングに助けを求めることになった。①の場合ときわめて対照的である。裁判所が妻に対する扶養料の支払いを四年間に限ったのも、その間の妻の自発的な努力とカ

ウンセラーによる手助けを得て、病気の回復が期待できると考えた結果と思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 25. p. 277.

(2) R. F. L. 3d. vol. 40. p. 358.

四 将来への展望

筆者はさきに、オンタリオ州で一九九二年三月一日より施行された「家族扶養計画法」(The Family Support Plan Act)により、婚姻中の夫婦が裁判所によって命じられた扶養料の支払について、給料または賃金の天引きによる支払方法を新設している事情を知ることができた。⁽¹⁾ 本稿は同じ扶養料の問題について、一九六八年六月二日よりカナダ全土にはじめて施行された連邦の離婚法およびそれを受け継ぎ、一九八六年六月一日より施行された新たな離婚法の規定のもとで、離婚後の夫婦間の扶養料の問題をコモン・ロー諸州の裁判所がどのように判断してきたか、いくつかの事例をとり上げながら検討を加えてみた。離婚法によれば、離婚後に夫婦の一方が他方に支払うべき扶養料を決定するについて、いくつかの要因が定められている。もとより、それらのみに限定されるわけではなく、将来にわたって裁判所には、それぞれの事例毎にこれまでと違った要因が検討の対象として登場してくる可能性が充分に存在している。いずれにしても、それらは抽象的な要因でしかない。問題をより賢明に解決する方法がないものか。

ここで参考になるのが、離婚後の子のための扶養料を具体的に決定するためのガイド・ラインが作成されていることである。一九九〇年六月の連邦・州・地方の司法当局の責任者による「児童扶養ガイド・ライン・プロジェクト」の創設にはじまる一連の作業がこれである。連邦政府は一九九六年二月六日に、「新児童扶養パッケージ」

を名付けられたガイド・ラインとは別個に、「児童扶養料支払いスケジュール」と呼ばれて扶養料の金額を定める一覧表さえ作成している。⁽²⁾

離婚後の夫婦間での扶養料支払いの問題は、子のための扶養料の問題とは次元を異にするため、右にみたガイド・ラインをそのまま借用できるものではない。これらとは別個の立場から、婚姻の継続した期間、婚姻が破綻または別居するにいたった原因、現在の夫婦各自の年令、職業、収入、肉体的・精神的な健康状態、住居の状況など種々様々な事情を総合的に考慮し、夫から妻へ、または妻から夫へ、月または週毎にいくらを、何時から何時まで、期限を切るか、無期限とするか、支払われない場合の強制方法まで含んだ総合的なガイド・ラインを作成することが要請される。試行錯誤を経ながら、これらの内容を含んだガイド・ラインを作成するためには、さきにもたような子のための扶養料に関するガイド・ラインを作成するに当って具体的に貢献した手法が大いに助けになるのではないかと思われる。

(1) 村井「家族扶養計画法一九九二年」神戸学院法学第二九巻一号一頁以下。

(2) このような一連の事情については、村井「離婚後の子の扶養料算定のガイド・ライン」神戸学院法学第二九巻二号二九頁以下参照。